

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

7-41 座席ベルト等
7-41-1 装備要件
 (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-39-1-2 (1) のアからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係）

8-41 座席ベルト等
8-41-1 装備要件
 (1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔8-39-1 (1) アからウまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるもの及び通路に設けられるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。（保安基準第 22 条の 3 第 1 項関係）

【第7章及び第8章において共通。ただし、第8章の場合は、「7-」を「8-」に読み替える。】

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの ア 乗車定員 10 人未満の自動車 イ 乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて前向きのもの（容易に折畳むことができる座席で通路に設けられるものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
② 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて前向きなもの（7-41-1 (2) の基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
③ 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
④ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席その他の座席であつて前向きのものうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（7-41-1 (2) の基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t を超えるもの	運転者席その他の座席であつて前向きのものうち、運転者席及びこれと並列の座席（7-41-1 (2) の基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

【共通部分終了】

(2) (1) の表中の座席の種別欄の基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。（細目告示第 108 条第 1 項関係）
 ア 当該座席について、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗車人員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が UN R80-03 の 5.、6. 及び 7.（7.4. を除く。）に適合するものであること。
 イ 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席及びこ

(2) (1) の表中の座席の種別欄の基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。（細目告示第 186 条第 1 項関係）
 ア 当該座席について、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗車人員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が UN R80-03 の 5.、6. 及び 7.（7.4. を除く。）に適合するものであること。
 イ 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席及びこ

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>れと並列の座席であって、車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗車人員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有しているものであること。</p> <p>ウ 補助座席のうち通路に設けられるものであること。</p> <p>(3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。)であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。</p> <p>7-41-2 性能要件(書面等による審査)</p> <p>(1) 7-41-1 に規定する座席ベルトの取付装置(乗車定員 10 人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。)は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-09 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 30 条第 2 項関係、細目告示第 108 条第 4 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</p> <p>(2) 7-41-1 及び 7-41-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあつては、それぞれ定める基準に適合すればよい。</p> <p>この場合において、UN R14-09 の 5. 4. 2. 4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-09 の 6. 4. 3. にあつては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。</p> <p>① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員 10 人以上のものに限る。)に備える座席ベルトの取付装置(②に掲げるものを除く。)にあつては UN R14-09 の 5. 2. 1.、5. 4. 1. から 5. 4. 2. 5. まで、5. 4. 3.、5. 4. 3. 2. から 5. 4. 3. 4.</p>	<p>れと並列の座席であって、車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗車人員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有しているものであること。</p> <p>ウ 補助座席のうち通路に設けられるものであること。</p> <p>(3) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車(昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。)であつて、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。</p> <p>8-41-2 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 8-41-1 に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第 22 条の 3 第 2 項関係、細目告示第 186 条第 4 項関係)</p> <p>① 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</p> <p>② 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようになっていること。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>まで、6.3.2.から6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に定める基準</p> <p>② 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルトの取付装置(補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。)並びに緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあつては次に掲げる基準</p> <p>ア 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</p> <p>イ 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようにしていること。</p> <p>ウ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</p> <p>エ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</p> <p>オ 座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。</p> <p>(3) 7-41-1 に規定する座席ベルト(乗車定員10人以上の自動車(立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員10人の福祉タクシー車両、車両総重量3.5tを超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。)は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-07-S3 の6.、7.及び8.1.から8.3.6.まで(補助座席のうち通路に設けられるものにあつては6.及び7.に限る。)に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第30条第4項関係、細目告示第108条第6項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</p> <p>(4) 7-41-1 及び 7-41-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車、高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車及び緊急自動車に備える座席ベルト(高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車にあつては、補助座席のうち通路に設け</p>	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>られるものに備えるものに限る。) にあつては、次に掲げる基準(専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車及び高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車に備える座席ベルト(補助座席のうち通路に設けられるものに備えるものに限る。)並びに緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、⑥を除く。)に適合すればよい。</p> <p>① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</p> <p>② 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</p> <p>③ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</p> <p>④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</p> <p>⑤ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</p> <p>⑥ JIS D 4604「自動車用シートベルト」の規格に適合するものであること。</p> <p>(5) 7-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1) から(4)までの規定の適用を受けない座席(7-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトの取付装置は次に掲げる基準に適合すること。(保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 108 条第 8 項関係)</p> <p>① 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</p> <p>② 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようになっていること。</p> <p>③ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。</p> <p>④ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。</p> <p>⑤ 座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。</p> <p>(6) 次に掲げる座席ベルトの取付装置であつて、損傷のないものは(5)の基準に適合するものとする。(細目告示第 108 条第 9 項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた</p>	<p>(2) 8-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1) の規定の適用を受けない座席(8-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトの取付装置は次に掲げる基準に適合すること。(保安基準第 22 条の 3 第 4 項関係、細目告示第 186 条第 8 項関係)</p> <p>① 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。</p> <p>② 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようになっていること。</p> <p>(3) 座席ベルトの取付装置であつて損傷のないものは、(1) 及び(2)の基準に適合するものとする。(細目告示第 186 条第 5 項、第 9 項関係)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置</p> <p>(7) 7-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1) から(4)までの規定の適用を受けない座席(7-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトは次に掲げる基準に適合すること。(保安基準第22条の3第4項関係、細目告示第108条第10項関係)</p> <p>① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</p> <p>② 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</p> <p>③ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</p> <p>④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</p> <p>⑤ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</p> <p>(8) 次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、摩擦痕等のないものは(7)の基準に適合するものとする。(細目告示第108条第11項関係)</p> <p>① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト</p> <p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト</p> <p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座</p>	<p>(4) 8-41-1 に規定する座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。(保安基準第22条の3第3項関係、細目告示第186条第6項関係)</p> <p>① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</p> <p>② 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</p> <p>(5) 8-41-1 (1) の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)が衝突等による衝撃を受けた場合において、(1)の規定の適用を受けない座席(8-41-1 (1) の座席及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するために当該自動車に備える座席ベルトは次に掲げる基準に適合すること。(保安基準第22条の3第4項関係、細目告示第186条第10項関係)</p> <p>① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</p> <p>② 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</p> <p>(6) 座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(4)及び(5)に掲げる基準に適合するものとする。(細目告示第186条第7項、第11項関係)</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>席ベルト</p> <p>(9) 次に掲げるものは(1)③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。</p> <p>① FMVSS 210 に適合する装置</p> <p>② 通路に設けられる補助座席にあつては、UN R14-09の規定は、当分の間、平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。</p> <p>この場合において、同別添3.1.中「22,300N(後向き座席にあつては8,900N、バス等に備える座席にあつては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、3.2.中「13,500N(後向き座席にあつては5,400N、バス等に備える座席にあつては2,940N)」とあるのは「2,940N」と、4.1.2.1.中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。</p> <p>(10) 次に掲げるものは(3)③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。</p> <p>この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R16-07-S3の8.1.から8.3.4.(8.2.2.5.を除く。)までに適合するものでなければならない。</p> <p>① UN R16-07-S3の6.及び7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。</p> <p>② FMVSS 209 に適合するもの</p> <p>③ UN R16 に適合する座席ベルトに表示される特別な表示があるもの</p> <p>④ 以下全ての要件に適合するもの</p> <p>ア JIS D 4604「自動車用シートベルト」に定める規格に適合したものであること。</p> <p>イ 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。</p> <p>ウ 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。</p> <p>エ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。</p> <p>オ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。</p> <p>カ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。</p> <p>7-41-3 欠番</p>	<p>8-41-3 欠番</p> <p>8-41-4 適用関係の整理</p>

<p>第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査</p>	<p>第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)</p>
<p style="text-align: center;">7-41-4 の規定を適用する。</p> <p>7-41-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 次に掲げる自動車については、7-41-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 1 項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 (専ら乗用の用に供するもの (軽自動車を除く。)) に限る。 ② 昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車 (専ら乗用の用に供するもの (軽自動車を除く。)) を除く。 ③ 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車 (普通自動車 (専ら乗用の用に供するものを除く。)) に限る。 ④ 昭和 62 年 8 月 31 日 (輸入自動車にあっては昭和 63 年 3 月 31 日) 以前に製作された自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車に限る。) <p>(2) 昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車 (昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車にあっては、専ら乗用の用に供するもの (軽自動車を除く。)) に限る。については、7-41-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 4 項から第 6 項関係)</p> <p>(3) 昭和 62 年 8 月 31 日 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって輸入自動車以外のもの) にあっては昭和 62 年 2 月 28 日、輸入自動車にあっては昭和 63 年 3 月 31 日) 以前に製作された自動車については、7-41-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 3 項関係)</p> <p>(4) 平成 6 年 3 月 31 日 (輸入自動車にあっては平成 7 年 3 月 31 日) 以前に製作された自動車については、7-41-8 (従前規定の適用④) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 2 項関係)</p> <p>(5) 平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車については、7-41-9 (従前規定の適用⑤) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 7 項関係)</p> <p>(6) 平成 24 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成 28 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車 (平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。)) については、7-41-10 (従前規定の適用⑥) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 11 項及び第 12 項関係)</p> <p>(7) 平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車 (平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車 (平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。)) を除く。については、7-41-11 (従前規定の適用⑦) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 13 項関係)</p> <p>(8) 次に掲げる自動車については、7-41-12 (従前規定の適用⑧) の規定を適用する。 (適用関係告示第 20 条第 15 項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和 3 年 11 月 14 日 (車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの) にあっては平成 30 年 11 月 14 日) 以前に製作された自動車 (令和元年 11 月 15 日 (車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人以上のもの) にあっては平成 29 年 11 月 15 日) 以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席ベルト及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車を除く。) ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 3 年 11 月 14 日 (車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの) にあっては平成 30 年 11 月 14 日) 以前のもの ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 3 年 11 月 14 日 (車両総重量 12t を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員 10 人以上のもの) にあっては平成 30 年 11 月 14 日) 以前のもの <p>[任意に備える座席ベルト等の基準適用前]</p> <p>(9) 次に掲げる自動車については、7-41-13 (従前規定の適用⑨) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 18 項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和元年 11 月 14 日以前に製作された自動車 ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が令和元年 11 月 14 日以前のもの ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和元年 11 月 14 日以前のもの <p>(10) 次に掲げる自動車については、7-41-14 (従前規定の適用⑩) の規定を適用する。(適用関係告示第 20 条第 23 項関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和元年 8 月 31 日以前に製作された自動車 ② 令和元年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (③に掲げる自動車を除く。) であって、次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車 イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト取付装置が同一であるもの ③ 令和元年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までに製作された 4 席以上連続した座席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t 以下の自動車 (腰用帯部の取付装置の取付位 	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- 置間隔が 350mm 以上である座席ベルト取付装置を有するものを除く。) であって、次に掲げるもの
- ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
 - イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト取付装置が同一であるもの
- ④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証（審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 7 年 8 月 31 日以前のもの
 - ⑤ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 7 年 8 月 31 日以前のもの

7-41-5 従前規定の適用①

- 次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 1 項関係)
- ① 昭和 44 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供するもの（軽自動車を除く。）に限る。）
 - ② 昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供するもの（軽自動車を除く。）を除く。）
 - ③ 昭和 50 年 11 月 30 日以前に製作された自動車（普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）に限る。）
 - ④ 昭和 62 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては昭和 63 年 3 月 31 日）以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車に限る。）

7-41-5-1 装備要件

なし。

7-41-5-2 性能要件

なし。

7-41-6 従前規定の適用②

昭和 50 年 3 月 31 日以前に製作された自動車（昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された自動車にあつては、専ら乗用の用に供するもの（軽自動車を除く。）に限る。）については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 4 項から第 6 項関係)

7-41-6-1 装備要件

- (1) 当該自動車の座席（7-39-11-1-2 (1) ③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。）には、第一種座席ベルトの取付装置を備えなければならない。
ただし、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）、乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車にあつては、この限りでない。
- (2) (1) の自動車の運転者席及びこれと並列の当該自動車の側面に隣接する座席（一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては運転者席及び旅客 3 人の用に供する座席、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車以外の自動車、昭和 44 年 9 月 30 日以前に製作された専ら乗用の用に供するもの（軽自動車を除く。）及び昭和 48 年 11 月 30 日以前に製作されたものにあつては運転者席）に係る同項の第一種座席ベルトの取付装置には、7-41-6-2 (2) の基準に適合する座席ベルトを備えなければならない。

7-41-6-2 性能要件

- (1) 7-41-6-1 の座席ベルトの取付装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。
 - ② 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようにしていること。
 - ③ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
 - ④ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
 - ⑤ 座席ベルトを容易に取付けることのできる構造であること。
- (2) 7-41-6-1 (2) の座席ベルトは、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。
 - ② 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。
 - ③ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調節することができるものであること。
- (3) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付位置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であつて、損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
- (4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は JIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであつて、所定の性能を保持し及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(2) の基準に適合する例とする。

7-41-7 従前規定の適用③

昭和 62 年 8 月 31 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であつて輸入自動車以外のものにあつては昭和 62

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

年2月28日、輸入自動車にあっては昭和63年3月31日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第3項関係)

7-41-7-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席(7-39-11-1-2(1)③アからエまでに掲げる座席及び自動車の側面に隣接しない座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、乗車定員11人以上の自動車又は最高速度20km/h未満の自動車以外のもの	運転者席及びこれと並列の座席	第二種座席ベルト(固定した屋根を有さないために、7-41-7-2(2)②の基準に適合する座席ベルトを備えることができない自動車にあっては、第一種座席ベルト)
	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	第一種座席ベルト
普通自動車(専ら乗用の用に供する自動車を除く。)	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト

7-41-7-2 性能要件

- (1) 7-41-7-1(1)の座席ベルトの取付装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
- ① 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。
 - ② 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようにしていること。
 - ③ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
 - ④ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
 - ⑤ 座席ベルトを容易に取付けることのできる構造であること。
- (2) 7-41-7-1(1)の座席ベルトは、次の基準に適合するものでなければならない。
- ① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。
 - ② 第二種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。
 - ③ 第一種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。
 - ④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調節することができるものであること。
- (3) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付位置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないものは、(1)の基準に適合するものとする。
- (4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又はJIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(2)の基準に適合する例とする。

7-41-8 従前規定の適用④

平成6年3月31日(輸入自動車にあっては平成7年3月31日)以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第2項関係)

7-41-8-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席〔7-39-11-1-2(1)③アからエまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあっては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって、乗車定員10人以下の自動車	運転者席及びこれと並列の座席のうち自動車の側面に隣接する座席	第二種座席ベルト
	運転者席及びこれと並列の座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
② 普通自動車(専ら乗用の用に供する自動車であって、乗車定員10人以下のもの及び③に掲	全ての座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

げるものを除く。)並びに小型自動車及び軽自動車(乗車定員10人以下のものを除く。)		
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車であって、次に掲げるもの ア 高速道路等において運行しない自動車 イ 高速自動車国道等以外の道路のうち、自動車の最高速度が60km/hを超とされているものを含む路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

(2) 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。)であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。

7-41-8-2 性能要件

- (1) 7-41-8-1 (1) の座席ベルトの取付装置は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。
 - ② 振動、衝撃等によりゆるみ、変形等を生じないようにしていること。
 - ③ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
 - ④ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
 - ⑤ 座席ベルトを容易に取付けることのできる構造であること。
- (2) 7-41-8-1 (1) の座席ベルトは、次の基準に適合するものでなければならない。
 - ① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。
 - ② 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。
 - ③ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。
 - ④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調節することができるものであること。
 - ⑤ 運転者席及びこれと並列の座席に備える第二種座席ベルト並びに運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。
- (3) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付位置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であつて、損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
- (4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は JIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであつて、所定の性能を保持し及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(2) の基準に適合する例とする。

7-41-9 従前規定の適用⑤

平成24年6月30日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第7項関係)

7-41-9-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表中欄に掲げるその自動車の座席(7-39-11-1-2 (1) ③アからエまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。))及び幼児専用車の幼児用座席を除く。)の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であつて、乗車定員10人以下の自動車	運転者席その他自動車の側面に隣接する座席であつて前向きなもの	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
② 普通自動車(専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以下のもの及び③に掲げるものを除く。)並びに小型自動車及び軽自動車(乗車定員10人以下のものを除く。)	全ての座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
③ 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

普通自動車であって、次に掲げるもの ア 高速道路等において運行しない自動車 イ 高速自動車国道等以外の道路のうち、自動車の最高速度が 60km/h 超とされているものを含む路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車	第二種座席ベルト
---	----------

(2) 専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。

7-41-9-2 性能要件（書面等による審査）

- (1) 7-41-9-1 (1) の座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。
- (2) 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた取付装置であって、損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。
- (3) 7-41-9-1 (1) の座席ベルトは、当該自動車が発突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に定める基準に適合するものでなければならない。
- (4) 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の座席ベルト又は JIS D 4604「自動車用シートベルト」若しくはこれと同程度以上の規格に適合した座席ベルトであって、所定の性能を保持し、及び装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、(3) の基準に適合するものとする。

7-41-10 従前規定の適用⑥

平成 24 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車以外の自動車及び平成 28 年 7 月 21 日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（平成 26 年 7 月 22 日以降の型式指定自動車を除く。）については、次の基準に適合するものであればよい。（適用関係告示第 20 条第 11 項及び第 12 項関係）

7-41-10-1 装備要件

(1) 次の表の左欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-39-11-1-2 (1) ③アからエまで及びカに掲げる座席（イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）及び幼児専用車の幼児用座席を除く。〕の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの ア 乗車定員 10 人未満の自動車 イ 乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの（③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて前向きなもの	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
② 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの（①イ及び③に掲げるものを除く。）	運転者席その他の座席であつて前向きなもの（7-41-10-1 (2) アの基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
③ 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの（高速道路等において運行しないものに限る。）	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
④ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席その他の座席であつて前向きなものうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席（7-41-10-1 (2) イの基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5tを超えるもの	運転者席その他の座席であって前向きのもののうち、運転者席及びこれと並列の座席（7-41-10-1（2）イの基準に適合するものを除く。）	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

- (2) (1) の表中の座席の種別欄の基準は、次に掲げる基準とする。
- ア 当該座席について、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造が UN R80-03 の規則 5.、6. 及び 7.（7.4.を除く。）に適合するものであること。
 - イ 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席と並列の座席であって、車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有しているものであること。
- (3) 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車（昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。）あって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。

7-41-10-2 性能要件（書面等による審査）

- (1) 7-41-10-1 に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-06-S4 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。
- この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。
- ① 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置
 - ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置
 - ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置
- (2) 7-41-10-1 及び 7-41-10-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。
- この場合において、UN R14-06-S4 の 5.4.2.4. の規定にあっては、UN R14-06-S4 の 5.4.2.4. 中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-06-S4 の 6.4.3. にあっては、試験重量を乗車定員1名分の座席重量に735Nを加えた重量に4を乗じた重量とすることができる。
- ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。）に備える座席ベルトの取付装置にあっては UN R14-06-S4 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準
 - ② 緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては次に掲げる基準
 - ア 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。
 - イ 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようになっていること。
 - ウ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
 - エ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
 - オ 座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。
- (3) 7-41-10-1 に規定する座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-05-S1 の 6.、7. 及び 8.1. から 8.3.5. までに適合するものでなければならない。
- この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。
- ① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト
 - ② UN R16-04-S16 の 6.、7. 及び 8. に適合する座席ベルトに準ずる性能を有する座席ベルト
- (4) 7-41-10-1 及び 7-41-10-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（乗車定員10人以上のものに限る。）及び緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、①から⑥までの基準（緊急自動車に備える座席ベルトにあっては、⑥を除く。）に適合すればよい。
- ① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。
 - ② 第二種座席ベルトにあっては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- ③ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。
- ④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。
- ⑤ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。
- ⑥ JIS D 4604「自動車用シートベルト」の規格に適合するものであること。
- (5) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これ準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。
 - ① UN R14-06-S4 の 5. (5.2.3.3. 及び 5.2.3.4. を除く。)、6. 及び 7. に適合する装置
 - ② FMVSS 210 に適合する装置
- (6) 次に掲げるものは (3) ②に定める「準ずる性能を有する座席ベルト」とする。

この場合において、UN R16-06-S1 の 8.1. から 8.3.4. (8.2.2.5. を除く。) までに適合するものでなければならない。

 - ① UN R16-05-S1 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号)による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。
 - ② FMVSS 209 に適合するもの
 - ③ UN R16 に適合する座席ベルトに表示される特別な表示があるもの。
 - ④ 以下全ての要件に適合するもの
 - ア JIS D 4604「自動車用シートベルト」に定める規格に適合したものであること。
 - イ 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれのない構造のものであること。
 - ウ 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにことができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。
 - エ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。
 - オ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。
 - カ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。

7-41-11 従前規定の適用⑦

平成 29 年 7 月 25 日以前に製作された自動車(平成 26 年 7 月 26 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成 26 年 7 月 25 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から座席ベルト及び座席ベルト取付装置に変更がないものを除く。))を除く。については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条第 13 項関係)

7-41-11-1 装備要件

- (1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席〔7-39-12-1-2 (1) のアからウまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)]及び幼児専用車の幼児用座席を除く。の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの ア 乗車定員 10 人未満の自動車 イ 乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの(③に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であつて前向きのもの	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
② 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの(①イ及び③に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であつて前向きなもの(7-41-11-1 (2) アの基準に適合するものを除く。)	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
③ 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの(高速道路等において運行しないものに限る。)	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査		第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)	
④ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの	運転者席その他の座席であって前向きのものうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席(7-41-11-1(2)イの基準に適合するものを除く。)	第二種座席ベルト	
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト	
⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が3.5tを超えるもの	運転者席その他の座席であって前向きなものうち、運転者席及びこれと並列の座席(7-41-11-1(2)イの基準に適合するものを除く。)	第二種座席ベルト	
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト	

(2) (1) の表中の座席の種別欄の基準は、次に掲げる基準とする。

ア 当該座席について、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車の座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が接触するおそれのある車両内部の構造を有さないもの又は接触するおそれのある車両内部の構造がUN R80-03の規則5.、6.及び7.(7.4.を除く。)に適合するものであること。

イ 貨物の運送の用に供する自動車の運転者席と並列の座席であって、車両の中心位置に備える座席に着席している座席ベルトを装着した乗員が前面ガラスに接触するおそれのない構造を有しているものであること。

(3) 専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(昭和62年8月31日以前に製作された自動車を除く。)であって、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席のうち、第一種座席ベルト又は第二種座席ベルトが備えられていない座席がある自動車については、高速道路等を運行しない自動車として審査を行うものとする。

7-41-11-2 性能要件(書面等による審査)

(1) 7-41-11-1 に規定する座席ベルトの取付装置は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-07-S2 の5.、6.及び7.に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられている座席ベルトの取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルトの取付装置
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルトの取付装置又はこれに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置
- ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

(2) 7-41-11-1 及び7-41-11-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあっては、それぞれ定める基準に適合すればよい。

この場合において、UN R14-07-S2 の5.4.2.4.の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-07-S2 の6.4.3.にあっては、試験重量を乗車定員1名分の座席重量に735Nを加えた重量に4を乗じた重量とすることができる。

- ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)に備える座席ベルトの取付装置にあってはUN R14-07-S2 の5.2.1.、5.4.1.から5.4.2.5.まで、5.4.3.、5.4.3.2.から5.4.3.4.まで、6.3.2.から6.3.4.まで、6.4.3.、7.1.、7.2.及び7.3.に定める基準
- ② 緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあっては次に掲げる基準
 - ア 当該自動車の衝突等によって座席ベルトから受ける荷重に十分耐えるものであること。
 - イ 振動、衝撃等によりゆりみ、変形等を生じないようにしていること。
 - ウ 取付けられる座席ベルトが有効に作用する位置に備えられたものであること。
 - エ 乗降に際し損傷を受けるおそれがなく、かつ、乗降の支障とならない位置に備えられたものであること。
 - オ 座席ベルトを容易に取付けることができる構造であること。

(3) 7-41-11-1 に規定する座席ベルトは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-S1 の6.、7.及び8.1.から8.3.5.までに適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。

- ① 指定自動車等に備えられている座席ベルトと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた座席ベルト
- ② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- ③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた座席ベルト又はこれに準ずる性能を有する座席ベルト
- (4) 7-41-11-1及び7-41-11-2(3)の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)及び緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、①から⑥までの基準(緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、⑥を除く。)に適合すればよい。
- ① 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。
- ② 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。
- ③ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。
- ④ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。
- ⑤ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。
- ⑥ JIS D 4604「自動車用シートベルト」の規格に適合するものであること。
- (5) 次に掲げるものは(1)③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。
- ① UN R14-07-S2の5。(5.2.3.3.及び5.2.3.4.を除く。)、6.及び7.に適合する装置
- ② FMVSS 210に適合する装置
- (6) 次に掲げるものは(3)③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。
- この場合において、UN R16-06-S1の8.1.から8.3.4.(8.2.2.5.を除く。)までに適合するものでなければならない。
- ① UN R16-06-S1の6.及び7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの
- ② FMVSS 209に適合するもの
- ③ UN R16に適合する座席ベルトに表示される特別な表示があるもの
- ④ 以下全ての要件に適合するもの
- ア JIS D 4604「自動車用シートベルト」に定める規格に適合したものであること。
- イ 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。
- ウ 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。
- エ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。
- オ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。
- カ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。

7-41-12 従前規定の適用⑧

- 次に掲げる自動車については、次の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第15項関係)
- ① 令和3年11月14日(車両総重量12tを超える専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上のものにあつては平成30年11月14日)以前に製作された自動車(令和元年11月15日(車両総重量12tを超える専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人以上のものにあつては平成29年11月15日)以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車並びに座席ベルト及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車を除く。)
- ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和3年11月14日(車両総重量12tを超える専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上のものにあつては平成30年11月14日)以前のもの
- ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和3年11月14日(車両総重量12tを超える専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員10人以上のものにあつては平成30年11月14日)以前のもの

7-41-12-1 装備要件

- (1) 次の表の左欄に掲げる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。)には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席[7-39-1-2(1)のアからウまで及びカに掲げる座席(イに掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。)]及び幼児専用車の幼児用座席を除く。の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止す

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

るため、それぞれ同表の右欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
① 専ら乗用の用に供する自動車であつて、次に掲げるもの ア 乗車定員 10 人未満の自動車 イ 乗車定員 10 人以上の自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの (③に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であつて前向きのもの	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
② 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの (①イ及び③に掲げるものを除く。)	運転者席その他の座席であつて前向きなもの (7-41-1 (2) アの基準に適合するものを除く。)	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
③ 専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員 10 人以上のもの (高速道路等において運行しないものに限る。)	運転者席及びこれと並列の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
④ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t 以下のもの	運転者席その他の座席であつて前向きのものうち、運転者席及びこれと並列の座席並びに自動車の側面に隣接する座席 (7-41-1 (2) イの基準に適合するものを除く。)	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト
⑤ 貨物の運送の用に供する自動車であつて、車両総重量が 3.5t を超えるもの	運転者席その他の座席であつて前向きなものうち、運転者席及びこれと並列の座席 (7-41-1 (2) イの基準に適合するものを除く。)	第二種座席ベルト
	上欄に掲げる座席以外の座席	第一種座席ベルト又は第二種座席ベルト

(2) (1) の表中の座席の種別欄の基準は、次に掲げる基準とする。

- ア 7-41-1 (2) アに同じ。
- イ 7-41-1 (2) イに同じ。

(3) 7-41-1 (3) に同じ。

7-41-12-2 性能要件 (書面等による審査)

(1) 7-41-2 (1) に同じ。

(2) 7-41-12-1 及び 7-41-12-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあつては、それぞれ定める基準に適合すればよい。

この場合において、UN R14-07-S7 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-07-S7 の 6.4.3. にあつては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。

- ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。) に備える座席ベルトの取付装置にあつては UN R14-07-S7 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準
- ② 緊急自動車に備える座席ベルトの取付装置にあつては次に掲げる基準
 - ア 7-41-2 (2) ②アに同じ。
 - イ 7-41-2 (2) ②イに同じ。
 - ウ 7-41-2 (2) ②ウに同じ。
 - エ 7-41-2 (2) ②エに同じ。
 - オ 7-41-2 (2) ②オに同じ。

(3) 7-41-12-1 に規定する座席ベルト (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。) は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性能等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-06-S7 の

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

6.、7.及び8.1.から8.3.6.までに適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトであって装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。

- ① 7-41-2 (3) ①に同じ。
- ② 7-41-2 (3) ②に同じ。
- ③ 7-41-2 (3) ③に同じ。

(4) 7-41-12-1 及び7-41-12-2 (3) の規定にかかわらず、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車(乗車定員10人以上のものに限る。)及び緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、①から⑥までの基準(緊急自動車に備える座席ベルトにあつては、⑥を除く。)に適合すればよい。

- ① 7-41-2 (4) ①に同じ。
- ② 7-41-2 (4) ②に同じ。
- ③ 7-41-2 (4) ③に同じ。
- ④ 7-41-2 (4) ④に同じ。
- ⑤ 7-41-2 (4) ⑤に同じ。
- ⑥ 7-41-2 (4) ⑥に同じ。

(5) 7-41-2 (5) に同じ。

(6) 7-41-2 (6) に同じ。

(7) 7-41-2 (7) に同じ。

(8) 7-41-2 (8) に同じ。

(9) 次に掲げるものは(1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。

- ① UN R14-07-S7 の5. (5.2.3.3.及び5.2.3.4.を除く。)、6.及び7. 適合する装置
- ② FMVSS 210 に適合する装置

(10) 次に掲げるものは(3) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。

この場合において、UN R16-06-S7 の8.1.から8.3.4. (8.2.2.5.を除く。)までに適合するものでなければならない。

① UN R16-06-S7 の6.及び7.の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について(依命通達)」の一部改正について(平成14年8月30日付け国自技第180号国自審第631号国自整第100号)による改正前の技術基準通達別添25「座席ベルトの技術基準」又は平成18年8月25日付け国土交通省告示第978号による改正前の細目告示別添32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。

- ② FMVSS 209 に適合するもの
- ③ UN R16 に適合する座席ベルトに表示される特別な表示があるもの
- ④ 以下全ての要件に適合するもの

ア JIS D 4604「自動車用シートベルト」に定める規格に適合したものであること。

イ 当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれの少ない構造のものであること。

ウ 第二種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が、座席の前方に移動しないようにすることができ、かつ、上半身を過度に前傾しないようにすることができるものであること。

エ 第一種座席ベルトにあつては、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、当該座席ベルトを装着した者が座席の前方に移動しないようにすることができるものであること。

オ 容易に、着脱することができ、かつ、長さを調整することができるものであること。

カ 第二種座席ベルト及び運転者席に備える第一種座席ベルトにあつては、通常の運行において当該座席ベルトを装着した者がその腰部及び上半身を容易に動かし得る構造のものであること。

【任意に備える座席ベルト等の基準適用前】

7-41-13 従前規定の適用⑨

次に掲げる自動車については、7-41-13 (従前規定の適用⑨) の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第20条第18項関係)

- ① 令和元年11月14日以前に製作された自動車
- ② 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であつて、出荷検査証(審査当日において、発行後11月を経過していないものに限る。)の発行日が令和元年11月14日以前のもの
- ③ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であつて、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和元年11月14日以前のもの

7-41-13-1 装備要件

7-41-1 に同じ。

7-41-13-2 性能要件(書面等による審査)

- (1) 7-41-2 (1) に同じ。
- (2) 7-41-2 (2) に同じ。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- (3) 7-41-2 (3) に同じ。
- (4) 7-41-2 (4) に同じ。
- (5) 7-41-2 (9) に同じ。
- (6) 7-41-2 (10) に同じ。

7-41-14 従前規定の適用⑩

次に掲げる自動車については、7-41-14 (従前規定の適用⑩) の規定に適合するものであればよい。(適用関係告示第 20 条 第 23 項関係)

- ① 令和元年 8 月 31 日以前に製作された自動車
- ② 令和元年 9 月 1 日以降に製作された自動車 (③に掲げる自動車を除く。) であって、次に掲げるもの
 - ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
 - イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト取付装置が同一であるもの
- ③ 令和元年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までに製作された 4 席以上連続した座席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5t 以下の自動車(腰用帯部の取付装置の取付位置間隔が 350mm 以上である座席ベルト取付装置を有するものを除く。) であって、次に掲げるもの
 - ア 令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車
 - イ 令和元年 9 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車であって、令和元年 8 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び座席ベルト取付装置に係る指定を受けた共通構造部型式指定自動車と座席ベルト取付装置が同一であるもの
- ④ 新たに運行の用に供しようとする共通構造部型式指定自動車であって、出荷検査証 (審査当日において、発行後 11 月を経過していないものに限る。) の発行日が令和 7 年 8 月 31 日以前のもの
- ⑤ 使用の過程にある共通構造部型式指定自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和 7 年 8 月 31 日以前のもの

7-41-14-1 装備要件

7-41-1 に同じ。

7-41-14-2 性能要件 (書面等による審査)

- (1) 7-41-1 に規定する座席ベルトの取付装置 (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトの取付装置を除く。) は、座席ベルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、取付けられる座席ベルトが有効に作用し、かつ、乗降の支障とならないものとして強度、取付位置等に関し、書面その他適切な方法により審査した場合に、UN R14-08 の 5.、6. 及び 7. に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトの取付装置であって損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

- ① 7-41-2 (1) ①に同じ。
- ② 7-41-2 (1) ②に同じ。
- ③ 7-41-2 (1) ③に同じ。

- (2) 7-41-1 及び 7-41-2 (1) の規定にかかわらず、次の①及び②に規定する自動車の座席ベルトの取付装置にあつては、それぞれ定める基準に適合すればよい。

この場合において、UN R14-08 の 5.4.2.4. の規定中「45」とあるのは「20」と、「90」とあるのは「75」と読み替えることができ、UN R14-08 の 6.4.3. にあつては、試験重量を乗車定員 1 名分の座席重量に 735N を加えた重量に 4 を乗じた重量とすることができる。

- ① 専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車 (乗車定員 10 人以上のものに限る。) に備える座席ベルトの取付装置 (②に掲げるものを除く。) にあつては UN R14-08 の 5.2.1.、5.4.1. から 5.4.2.5. まで、5.4.3.、5.4.3.2. から 5.4.3.4. まで、6.3.2. から 6.3.4. まで、6.4.3.、7.1.、7.2. 及び 7.3. に定める基準
- ② 7-41-2 (2) ②に同じ。

- (3) 7-41-1 に規定する座席ベルト (乗車定員 10 人以上の自動車 (立席を有するものに限る。)、幼児専用車、乗車定員 10 人の福祉タクシー車両、車両総重量 3.5t を超える貨物の運送の用に供する自動車、緊急自動車、車体の形状が患者輸送車又はキャンピング車である自動車及び大型特殊自動車に設ける横向き座席に備える座席ベルトを除く。) は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において当該座席ベルトを装着した者に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操作等を行うことができるものとして構造、操作性等に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R16-07-S2 の 6.、

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

7. 及び 8. 1. から 8. 3. 6. まで (補助座席のうち通路に設けられるものにあつては 6. 及び 7. に限る。) に適合するものでなければならない。

この場合において、次に掲げる座席ベルトであつて装着者に傷害を与えるおそれのある損傷、擦過痕等のないものは、この基準に適合するものとする。

- ① 7-41-2 (3) ①に同じ。
- ② 7-41-2 (3) ②に同じ。
- ③ 7-41-2 (3) ③に同じ。

(4) 7-41-2 (4) に同じ。

(5) 7-41-2 (5) に同じ。

(6) 7-41-2 (6) に同じ。

(7) 7-41-2 (7) に同じ。

(8) 7-41-2 (8) に同じ。

(9) 次に掲げるものは (1) ③に定める「これに準ずる性能を有する座席ベルトの取付装置」とする。

① 7-41-2 (9) ②に同じ。

② 通路に設けられる補助座席にあつては、UN R14-08 の規定は、当分の間、平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 31「座席ベルト取付装置の技術基準」によることができる。

この場合において、同別添 3. 1. 中「22, 300N (後向き座席にあつては 8, 900N、バス等に備える座席にあつては 2, 940N)」とあるのは「2, 940N」と、3. 2. 中「13, 500N (後向き座席にあつては 5, 400N、バス等に備える座席にあつては 2, 940N)」とあるのは「2, 940N」と、4. 1. 2. 1. 中「75」とあるのは「90」と読み替えることができる。

③ UN R14-08 の 5.、6. 及び 7. の規定にかかわらず、UN R14-07-S8 の 5.、6. 及び 7. に適合するもの。

(10) 次に掲げるものは (3) ③に定める「基準に準ずる性能を有する座席ベルト」とする。

この場合において、通路に設けられる補助座席以外の座席ベルトにあつては、UN R16-07-S2 の 8. 1. から 8. 3. 4. (8. 2. 2. 5. を除く。) までに適合するものでなければならない。

① UN R16-07-S2 の 6. 及び 7. の規定にかかわらず、「道路運送車両の保安基準に係る技術基準について (依命通達)」の一部改正について (平成 14 年 8 月 30 日付け国自技第 180 号国自審第 631 号国自整第 100 号) による改正前の技術基準通達別添 25「座席ベルトの技術基準」又は平成 18 年 8 月 25 日付け国土交通省告示第 978 号による改正前の細目告示別添 32「座席ベルトの技術基準」に適合するもの。

② 7-41-2 (10) ②に同じ。

③ 7-41-2 (10) ③に同じ。

④ 7-41-2 (10) ④に同じ。